



「法・司法制度改革支援プロジェクト」のチーフアドバイザーの西岡専門家は検事の実務経験に加え、日本の法務省法務総合研究所国際協力部で教官を務めていた



「自国の民法改正に貢献できたことがうれしい」とプロジェクトスタッフのゲン・ティトゥ・ハーさん(左)。現地の事情に精通している業務調整の山本専門家(右)は、法律の専門家たちをバックアップする

活を送る上での基本的なルール。現在のベトナム民法は、JICAの支援を受けて05年に改正されたが、市場経済の発展にさらに対応したルールとすべく、再び改正が求められている。そして現在進められている改正作業で重視されているのが、日本やドイツ、フランスなど他国の民法との比較検討だ。

首都ハノイの中心地にある司法

市場経済化が進み、活気があふれる首都ハノイ。バイクや自動車の数に圧倒される

**ドイモイー市場経済の導入  
急ピッチで進められた法整備**

15年前の1996年、一人の日本人がベトナムへ派遣された。武藤司郎弁護士。開発途上国の法整備支援に初めて取り組んだJICA A専門家だ。

そのころのベトナムは、ドイモイ政策が開始されて約10年。計画経済から市場経済へ移り変わりつつあり、人々の間では経済活動に関する取引が活発化していた。しかし、市場経済に対応した民事法、商事法が整備されていなかったことから、市場経済化に対応した法律づくりを、ベトナムは急がなければならなかった。

武藤弁護士は、数ある日本の法律をベトナムの司法省職員に紹介

し、法律をつくる支援を行った。そのころから現在まで、JICAの支援活動に携わっているプロジェクトスタッフのゲン・ティトゥ・ハーさんは、「武藤弁護士に出会うまで、法律どころか弁護士の仕事さえ知りませんでした。多くのベトナム人がそうだったと思います」と当時を振り返る。何か困ったことが起きた時に、弁護士に相談し法律に従って裁判で解決するという考え方は、まだまだ一般的ではなかったのだ。

その後、20人を超える検事、裁判官、弁護士、業務調整員がJICA A専門家として派遣され、現在も4人の専門家が現地で活動している。業務調整員の山本泉専門家は、「2000年代は、とりわけ市場経済化が急速に進んだ」と話

す。そして07年までの約10年間で、JICAは民法や民事訴訟法、破産法など、数々の法づくりをサポート。法律実務家を育成する研修所・国家司法学院で使用する教材の作成も積極的に続けてきた。さらに07年に始まった「法・司法制度改革支援プロジェクト」では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会とともに、「公平で説得力ある、透明性の高い」裁判の実現を目指し、法律づくりの支援、裁判官、検察官、弁護士などの法曹や執行官といった法律関連職員の能力向上が行われている。

**「押し付け」ではなく  
「対話」しながらつくる**

民法」。それは、人々が社会生



フランス植民地時代に建てられた「ハノイ市裁判所」の法廷。中央には裁判官と、国民の代表である人民参審員、左右には検察官、弁護士、書記官が座る。ベトナムでは公平で透明な裁判を行うためにJICAの支援が続く

ベトナム  
from VIET NAM



## 市場経済に対応した 公平で透明な法・司法制度を

世界有数の経済大国に至る過程で、日本はどのように法整備を進めたのか。それを知りたいというベトナム側の要請を受けて始まったJICAの法整備支援。

あれから15年。  
現在、「グッドガバナンス」の実現に向けて、法・司法制度改革が続けられている同国を訪ねた。

文・写真=谷本美加(写真家)



早朝のイエンバイ。通勤や通学をする人に交じって、市場へ野菜や肉を運ぶバイクや自転車が目に付く

援も行っている。その一つが、国家賠償法。公務員の不法行為により損害を受けた者が請求できる、国や公共団体の賠償責任について定められている法律だ。4年もの月日をかけてJICAが原案づくりを支援し、09年6月に制定。2010年1月に施行されたものの、複雑な損害賠償手続きを運用

するに当たって、現場の司法関係者や公務員が法律の内容を正確に理解することが急務となっていた。この法律の適正な運用に向け、現在JICAの支援を受けてベトナム各地で開かれているのが、「国家賠償法トレーニングコース」。この日、ハノイの北東に位置する

イエンバイという町のホテルの会場には、北部山岳地方12省の司法局長や職員など約80人の参加者が集まった。イエンバイでは、大規模な橋の建設によって住宅地の土台が崩れたことなど、国家賠償法に関する訴訟が発生しているが、件数でいえばこの1年間でわずか2件。参加者からは、「新しい法律なので、この法を適用することの難しささえ分からない」という声も聞かれ、地方の司法局職員の理解は浅いのが実情だ。

原案づくりに携わった司法省民事経済法局グエン・ティン・ティン副局長は、「これまでのベトナムは、国民が国に賠償を要求したくても、その制度が整っていないかった。これでは国際社会からも認められませんか。日本では1947年に制定された法律ですから、経験豊富な日本の専門家による解説が、この法律の本格的な運用に役立つでしょう」と、今後の支援に期待している。

西岡専門家も、「新しい法律ができて、正しく運用されなくては意味がありません。今回のように、地方の職員が、法律をつくれた司法省の職員に直接質問できる機会を持つことはとても大切です」と話す。国家賠償法の運用を支援することは、国民の権利を守ることもつながっていく。



「JICAの支援によって、国家賠償法の重要性をより認識できた」と話す司法省民事経済法局のグエン・ティン・ティン副局長



ベトナム中部や南部に続き、北部のイエンバイで開催された「国家賠償法トレーニングコース」



JICA専門家の意見を聞きながら、日本の民法を再確認する司法省民事経済法局グエン・ホン・ハイ民法部長。法整備支援では、民法ワーキングセッションのように長期専門家が助言する活動のほか、短期専門家によるセミナーや日本での研修なども行われる



「国家賠償法トレーニングコース」で日本の制度について解説する、弁護士の小幡専門家

「日本で長年実務を積んだ司法関係者が派遣されるのは、日本政府がプロジェクトを重視している証拠」と司法省国際協力局ディン・ティ・ビック・ゴック課長

JICA専門家によって、民法改正案の検討が熱心に行われた。日本の法学者から得た助言をもとに、JICA専門家が意見を述べると、司法省職員たちがノートにびっしりと書き留める。とはいえ、日本の民法を押し付けるのではない。あくまでも両国の民法を比較し、時にはフランスやドイツなど他の国の法律とも照らし合わせ、ベトナム人が自国の社会事情に合わせて一文一文綴っていく。まさに手作業。このようなワーキングセッションが、月一回程度続けられている。「両国の法律の比較検討を何度

も重ねるといふ支援は、日本独特のもの。ベトナムの法律を理解している専門家がいつもそばにいて、改正案の完成まで意見交換ができるよう活動が長期継続しているため、司法省ではとても評価が高い」と国際協力局のディン・ティ・ビック・ゴック課長。この地道な共同作業こそ、法律づくりの能力を向上させる上で大事な取り組みとなっている。

**新法をいかに運用するか**

民法改正の支援が進む一方で、JICAは新しい法律をつくる支

省。ここに、日本民法をベトナム語訳したものを手垢がつくほど熟読している人がいる。司法省民事経済法局のグエン・ホン・ハイ民法部長だ。「単に日本の法律を押し付けるのではなく、相手方との対話を重視し、その中で比較検討を繰り返し、ベトナムの歴史的・文化的背景を尊重した法律づくりを支援したい」とチーフアドバイザーを務める検事の西岡剛JICA専門家。しかしながら、ベトナム人のグエン部長が日本の社会や文化背景を踏まえてつくられた民法を理解するには、多くの苦勞があったことだろう。一方で、西岡

裁判官の西村修専門家、山本専門家の4人のJICA専門家にとっても、ベトナム特有の民法を理解した上での作業は決して容易なことではない。加えて、法律をつくる支援は、国の統治にかかわる重大な作業。ベトナムに長期滞在している4人の専門家たちは、テレビ会議を活用し、日本の法学者である森島昭夫教授をはじめとしたプロジェクトのアドバイザーグループから助言を得ながら活動を続けている。旧正月が明けたばかりの2月。司法省の会議室で開かれた民法ワーキングセッションでは、グエン部長ら民事経済法局職員14人と



計画経済時代の名残があるベトナムの民法。日本の民法(下)と比較しながら検討作業を繰り返す



国家司法学院で使われている「民事事件解決マニュアル」など多くのテキストがJICAの支援で作られた

## 誰でも司法に アクセスできる環境を

今のベトナムに合った法律をつくるとともに、「国民が司法にアクセスしにくいという課題を解決しなければならぬ」と話すのは、最高人民裁判所のゴ・クオン国際協力局長だ。「司法にアクセスしにくい」とは、一般の人にとって「裁判所が利用しにくい」「法律が分かりにくい」ということ。西村専門家は、「社会的な弱者を助けるためにも、もっと裁判をしやすいにする必要がある」と強調する。



「ベトナムが南北に分断されていた時代は法文書も少なかったが、その後、法の制定や改正が続いている」と最高人民裁判所ゴ・クオン国際協力局長

特に中央と地方では、裁判官や検察官の能力の差が深刻であり、全国で統一な法の適用を果たすには、この差をなくすことが重要だ。そこでJICAは、ハノイの東に隣接するバクニン省をパイロットエリアにプロジェクトを開始。裁判所と検察院では、裁判官がより適切な訴訟手続きを行えるよう、また検察官が裁判でより適切な刑事訴追を行えるよう、ワークショップが続けられた。最高人民検察院検察理論研究所のヴュ・ヴァン・モック副所長は、「このワークショップによって、バクニン省の検察官がつくる起訴状の内容が改善されるなど能力は確実に上がっています。今後は、600ページ以上のワークショップの報告書を全国各省の検察院に配り、バクニン省での経験を広く伝える予定です」と意欲を見せる。

こうした法曹人材の育成は、時に舞台を日本に移しても行われる。ベトナム弁護士連合会のリュウ・ティエン・ズン国際協力委員



「なるべく多くの人の話を聞き、情報を集め、妥当な判決を下したいという基本的な考えは両国とも同じ」と言う裁判官の西村専門家



最高人民検察院検察理論研究所で、10年以上JICAの支援のコーディネーターを務めているヴュ・ヴァン・モック副所長

会委員長は、JICAの研修で訪日した一人。「弁護士の数を増やしつとも質を落とさない日本弁護士連合会の努力に感銘を受けた」と話す。「信頼感があってこそその裁判所や司法制度。司法にかかわる人々の能力を上げて、信頼や期待を持たれることが必要」と小幡専門家が言うように、時間をかけて人材を育てることが、法・司法制度改革支援ではとりわけ重要になってくる。

4人のJICA専門家はこう口をそろえる。「法律ができればいい、というわけではありません」。人材育成や司法にアクセスできる環境整備も重要なのだ。そうやって初めて、問題を「力」ではなく「法」で解決することができ、誰

もが安心して生活できる社会づくりにつながる。トライ&エラーを繰り返しながら法律をつくり、人材を育て、司法制度を整えてきた日本。その経験を生かして、今、ベトナムで息の長い支援が続けられている。



フレンチコロニアル様式の建築が特徴の最高人民裁判所